

(総則)

第1条 受託者は、委託者から委託業務の発注を受けたときは、別添の仕様書により業務を処理しなければならない。

2 受託者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、委託者の指示を受けるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面による委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(委託業務の内容の変更)

第4条 委託者は、この契約の締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託単価又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(損害賠償)

第5条 受託者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託料の支払方法)

第6条 受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出し、委託者の確認を受けるものとし、その後、委託者の指示する手続きに従って委託単価に基づき算出した業務委託料に消費税額分を上乗せして、請求するものとする。

2 委託者は、受託者から委託料の請求があったときは、その請求書を受理した日から30日以内に受託者に対し委託料を支払うものとする。

(委託者の解除権)

第7条 委託者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、委託者の指定する期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な事由なしに業務発注後10日以内に業務に着手しないとき。

(3) 前各号のほか、受託者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不

当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託者に損害が生じたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（受託者の解除権）

第8条 受託者は、委託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

（秘密の保持）

第9条 受託者乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（瑕疵担保）

第10条 受託者は、引渡しの日から起算して1年以内に発見された目的物の瑕疵を委託者の指定する期限までに修補するものとする。

2 委託者は、前項の瑕疵の修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

（調査等）

第11条 委託者は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができる。

（疑義等の決定）

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。